

公募型プロポーザル実施要領

下記の業務委託に係る公募型プロポーザル参加者を募集します。

令和6年3月5日

日向東臼杵広域連合長 十屋 幸平



記

1 業務内容

- (1) 業務名：次期広域最終処分場本格調査及び基本計画・基本設計作成等業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 履行場所：日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）圏域内
- (3) 履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 概要：広域連合が計画している次期広域最終処分場整備に当たって基本計画・基本設計を策定するとともに、それに必要な地質調査、生活環境影響調査を実施することを目的とする。
- (5) 仕様：別添「次期広域最終処分場本格調査及び基本計画・基本設計作成等業務委託仕様書」のとおり
- (6) 事業費：181,368,000円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始決定後、日向市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、日向市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和57年日向市告示第34号）第10条及び日向市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成29年日向市告示第61号）第9条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、宮崎県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和5年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、「建設コンサルタント」の業種に登録されていること。
- (9) 令和5年度日向市建設業者等有資格業者名簿に登録されている者で、九州地区内に営業所もしくは支社を有していること。

(10) 平成 26 年度以降、国又は地方公共団体が発注した業務のうち、次の①～③すべての業務を受注し、完了した実績があること。

- ①一般廃棄物最終処分場に係る基本計画及び基本設計業務
- ②一般廃棄物最終処分場に係る地質調査業務
- ③一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査業務

(11) 本業務において、次の条件を満たす管理技術者、担当技術者及び照査技術者を配置すること。
なお、各技術者は提案者とプロポーザル参加申込日の前日において 3か月以上の正規雇用関係にあること。

①管理技術者は、技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれかを選択）若しくは総合技術監理部門（衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれかを選択））の資格を有する者とし、これまでに(10)の全ての業務と同等の実績を有すること。なお、管理技術者は、担当技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

②担当技術者は、以下の資格を有し、(10)の業務のうち、配置する業務に応じた実績を有する技術者をそれぞれ兼ねることなく配置すること。なお、担当技術者は、設計図書等に基づき適正に業務を実施する者とし、管理技術者及び照査技術者を兼ねることができない。

- ・ 基本計画・基本設計業務担当：技術士法に定める技術士（衛生工学部門（廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれかを選択）若しくは総合技術監理部門（衛生工学一般及び廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれかを選択））又は R C C M（上記部門に該当するもの）の資格を有する者。
- ・ 地質調査業務担当：技術士法に定める技術士（応用理学部門（地質）若しくは総合技術監理部門（応用理学一般及び地質））又は R C C M（上記部門に該当するもの）の資格を有する者。
- ・ 生活環境影響調査業務担当：技術士法に定める技術士（建設部門（建設環境）若しくは総合技術監理部門（建設一般及び建設環境））又は R C C M（上記部門に該当するもの）の資格を有する者。

③照査技術者は、管理技術者に定める資格を有する者であること。照査技術者は、管理技術者及び担当技術者を兼ねることができない。

3 評価基準

別紙 1、2 のとおり

4 スケジュール

- 3月 5日（火）募集開始・質疑受付開始
- 3月 11日（月）質疑受付締切り・参加表明締切り
- 3月 13日（水）参加資格審査・技術提案書の提出要請
- 3月 22日（金）技術提案書提出締切り
- 3月 27日（水）技術提案書審査・ヒアリング
- 3月 29日（金）技術提案書の特定・結果通知

5 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和6年3月11日（月）午後5時必着
- (2) 提出場所 日向東臼杵広域連合 日向市大字富高2192番地
- (3) 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類
 - ①公募型プロポーザル参加表明書（別記様式第2号）
 - ②企業の業務実績（様式第9号）
 - ③企業の業務実績を証する写し
 - ④配置予定技術者の実施体制調書（様式第10号）
 - ⑤配置予定技術者に係る資格証の写し、同種業務を証する写し、健康保険証の写し
 - ⑥配置予定技術者の経歴（様式第11号、12号、13号）
 - ⑦配置予定技術者の経歴を証する写し

6 技術提案書提出手続

参加資格審査を経て技術提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで技術提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年3月22日（金）午後5時必着
- (2) 提出場所 日向東臼杵広域連合 日向市大字富高2192番地
- (3) 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類 各8部提出すること。
 - ①技術提案書（様式第8号）
 - ②業務の実施方針（様式第14号：1頁以内）
 - ③評価テーマに対する企画提案（様式自由、A4版又はA3版でいずれも5頁以内）
 - ④見積書及び見積内訳書

7 留意事項

- (1) 技術提案書提出後の資料追加・訂正は認めない。
- (2) 技術提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 技術提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。

8 質疑の受付・回答

- (1) 提出方法 質問書（様式第15号）を用いてメール又はファックスにて提出すること。
- (2) 受付期間 令和6年3月5日（火）から3月11日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日・祝日は除く。）
- (3) 回答期限 質問書（様式第15号）に対する回答は、参加表明手続を行った全ての者に対して随時、メール又はファックスにて回答する。
- (4) 技術提案書提出依頼を受けた者に限り、(2)受付期間を3月15日（金）まで延長する。

9 ヒアリングの実施

- (1) 令和6年3月27日（水）に予定しているヒアリングの詳細は、決定次第通知する。
- (2) ヒアリングの参加人数は、本業務における担当技術者を含み、1社当たり4名以内とする。
- (3) ヒアリングは、1社につき技術提案書の説明を30分以内とし、審査委員からの質疑を20分程度とする。
- (4) 会場にはホワイトボード及びスクリーンを用意している。
- (5) 説明は提案書に記載した内容に限る。

1.0 審査

- (1) プロポーザル参加要請者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、職員等で組織するプロポーザル審査会で行う。
なお、提案書を提出した事業者が1社のみの場合にあっても、8. 質疑の受付・回答及び9. ヒアリングの実施の上、当該事業者の選定の可否を決定する。
- (2) プロポーザル参加要請者の選定結果については、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。
- (3) 技術提案書の特定結果については、特定された者にはその旨を、特定されなかった者にはその旨及び理由を「結果通知書」によって通知する。

1.1 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は技術提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

1.2 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に担当技術者が欠席した場合
- (3) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (4) その他審査会が不適格と認めた場合

1.3 契約手続

審査の結果、最も優れた技術提案書の提案者と契約の交渉（技術提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

1.4 その他

本公告に定めのない事項については、日向東臼杵広域連合プロポーザル方式実施要綱（令和3年日向東臼杵広域連合告示第1号）の定めるところによるものとする。

1.5 問い合わせ先

〒883-0034 宮崎県日向市大字富高 2192 番地 日向東臼杵広域連合（担当：黒木）

TEL 0982-53-3401 / FAX 0982-52-7889

E-mail rengo@hyugacity.jp